

平成 2 8 年 3 月 2 2 日

第 3 回 定 例 会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第3回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成28年3月22日（火）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	15	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
3	16	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
4	17	農地法第3条許可申請について
5	18	農地法第5条許可申請について
6	19	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定による意見の変更について(案)
7	20	農用地利用集積計画の調整について
8	21	平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
9	22	平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
10	23	耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
11	24	農地法第3条第2項第5号の別段の面積の修正及び設定の必要性について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
3月22日	午後3時00分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第24号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	駒 水 孝 広
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 28 年第 3 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので、只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名します。4 番板敷委員、5 番中原委員にお願いいたします。

日程第 1 号、会期についてを、議題とします。おはかりいたします。

本委員会の会期は本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号、あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 2 号議案第 15 号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページになります。

名簿登録番号〇〇地区 24 号、株式会社〇〇は、〇〇町にお住いの甘しょ専門型の認定農家で経営面積は 700a、作付け面積は 660a でございます。

農業労働力は本人、妻、父母の 4 名でございます。

以上は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受け等候補者名簿に新規登載するものでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号、あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載、〇〇地区、名簿登録番号 24 号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をおねがいします。

事務局 日程第 3 号議案第 16 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は 2 ページから 7 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 8 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 9 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 10 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 11 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 12 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 13 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 14 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 15 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 16 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 17 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 18 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 19 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 20 号は所有権移転による合意解約で、利用権設定を受けた者有限会社大〇〇、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 21 号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 22 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

全体の解約面積は畑が 23 筆で 25,595 m²でございます。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第3号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての整理番号8号から22号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第4号、農地法第3条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号6号

整理番号6号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、411㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、75歳、〇〇市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、65歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の受贈ということであります。

整理番号6号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号6号の申請地については10ページに掲載してあります。

申請地は〇〇公民館より北西側約130mに位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして、整理番号7号

整理番号7号の申請地は、〇〇町〇〇番〇、畑、248㎡、〇〇番〇、畑、18㎡、

〇〇番〇、畑、28㎡、〇〇番、畑、308㎡、合計602㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、兼業農家、55歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、兼業農家、64歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということであります。

整理番号7号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号7号の申請地については12ページに掲載してあります。

申請地は〇〇公民館より南東側約300mに位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上報告を終わります。

議長 次に、調査結果について、地区担当委員の報告をお願いします。

整理番号6号を、俵積田広昭委員をお願いします。

10番(俵積田広昭委員)整理番号6号について報告いたします。

3月7日、譲受人立会いのもと、現地確認を行ないました。

譲受人は〇〇集落に居住する、野菜類を中心に栽培する畑作農業者であり、妻と息子、息子の嫁、4人で農業に従事しております。

申請地は、〇〇集落内にあり、〇〇集落墓地から東側250mに位置する農地です。

周辺は南側は野菜畑、東側は山林、西側は住宅、北側はソラマメ畑です。

この土地は贈与です。

申請地の土地は親族一同に声かけしましたが、皆様方がいないということで、譲受人の〇〇〇〇様に相談したところ、貰うことになり贈与したしいです。

申請地の〇〇番地について、道路がありません。隣の〇〇番地のソラマメ畑から入るそうです。〇〇番地の地主の確認を取りました。

権利取得後もこれまで同様営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 続きまして、整理番号7号を、畑野委員にお願いします。

13番(畑野委員)整理番号7号について報告いたします。

3月5日に譲受人〇〇〇〇さん立会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は〇〇集落の甘しょを中心の畑作兼業農家でございます。

譲渡人は〇〇集落の柑橘の兼業農業者でございます。

申請地は、〇〇公民館より南東へ約300mくらいに位置し、〇〇-〇、〇〇-〇、〇〇-〇と〇〇番はすこしの段差があり、つながっております。

東側は市道、西側は譲受人の豚舎跡の宅地、南側は畑、北側は譲受人宅です。

申請地の〇〇番は譲受人が1年ほど前から菜園畑として耕作しており、〇〇-〇は甘しょ植え付けの準備のためにきれいに耕運がされておりました。

取得後も現在同様の営農を行う計画でありまして、なんら問題のない申請ではないかと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第4号、農地法第3条許可申請の、整理番号6号及び7号については、報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、許可することに決定いたしました。

次に日程第5号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それではまず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件で、所有権の移転に関する申請が2件、使用貸借権の設定に関する申請が1件です。

整理番号6号

整理番号6号の申請地は〇〇町〇〇番〇，畑，388 m²です。

借人は〇〇〇〇さん，会社員です。

貸人は〇〇〇〇さん，無職です。

使用貸借権の設定です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在，借家住まいのため，郷里の申請地に居宅を新築して移転したい。」とのことです。

申請地は15ページに掲載してあります。

〇〇保育園から南側約60mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種低層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は388 m²で問題ないものと思われれます。

申請地の北側は道，東側は防風林跡地，西側及び南側は畑です。

一般住宅転用にあたり，現況のまま，整地のみで，農地境界には，ブロック積及び擁壁を施し，周辺農地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

また，隣地の農地所有者からも住宅建築の承諾を得ているところです。

雨水については，自然流下及び北側・側溝へ放流により処理する計画です。

建物は高さ5.6mの戸建て住宅であり，周囲農地から3m以上控えて建築し，日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われれます。

続きまして，整理番号7号

整理番号7号の申請地は〇〇町〇〇番〇，畑，13 m²外1筆合計43 m²です。

譲受人は〇〇さん，無職です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「居宅敷地の一部を一体として利用し，駐車場として利用したいため。」とのことであり，譲受人は，国道〇〇号線沿いの〇〇集落に居住しておりますが，隣接する畑の一部が道路拡幅により買収され，農地として，利用が困難になったことから，今回，申請地を譲り受けて，隣接する宅地と一体的に駐車場として利用するものです。

申請地は17ページに掲載してあります。

〇〇公民館より南側約240m及び国道226号沿い〇〇商店道路向いの〇〇集落

内に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない0.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は駐車場で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は普通自動車2台分の駐車場設置です。

申請地の南側は拡張された国道、そのほか周囲は宅地です。

隣接する農地もなく、工作物を設置しないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水は北側宅地より市道側溝へ排水します。

なお、車の出入りは、北側宅地からおこない、南側の道路境界は擁壁が施してあり、西側宅地境界にはブロック積みを施す予定です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われれます。

続きまして、整理番号8号

整理番号8号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、352㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅・駐車場です。

申請事由は、「現在、居住している建物は、雨が降ると度々水があがり危険なため、申請地を譲り受け、新築するため。」とのことです。

申請地は、19ページに掲載してあります。

〇〇公民館より南側約200m及び市道、〇〇集落入口より北へ30mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない2.6haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は居宅1棟及び普通自動車2台・軽自動車1台分の駐車場の整備です。

計画面積は352㎡で問題のないものと思われれます。

申請地北側は宅地、西側は道、南側及び東側は一体的に利用されている耕作準備中の農地です。

一般住宅への転用にあたり、現況のまま、整地のみで、農地境界には、ブロック積及び擁壁を施し、周辺農地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

建物は高さは5.0mの平屋であり、境界より1.2m以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については、自然流下及び西側・水路へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後西側市道・側溝に排水する予定です。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上で議案の説明を終わります。

議長 続きまして，現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号6号及び7号を，桑原委員をお願いします。

9番（桑原委員）整理番号6号について報告いたします。

3月の10日，事務局の前原さん，俵積田広昭委員，それと私，それと申請人の〇〇〇〇さん立会いのもと，現地調査を行いました。

申請地は，〇〇保育園から南側に50mに位置し，第1種農地で都市計画用途地域内農地です。

転用目的は一般住宅です。

北側は道路，西南側は畑で甘しょの作付予定です。東側は道路ですが，申請地境界は〇〇公民館所有の約3mありまして，もと防風林ということであります。

住宅は道路北側に建設する計画で，北東側が擁壁地，西南側の畑の境界にはブロック積みするというので，農作物に被害を及ぼす恐れはないと思われま

す。汚水・生活雑排水については合併浄化槽，雨水については北側道路側溝に排水するとのことで，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。次に，整理番号7号について報告いたします。

3月の10日に申請人〇〇さん立会いのもと，現地調査を行いました。

申請地は〇〇商店の北東国道向かい側に位置し，国道の道路拡張のため買収され，一部が残った農地でありまして，第2種農地でその他の農地です。

転用目的は居宅敷地の一部と一体として使用する駐車場です。

南側は国道，西側は宅地，北側は一部住宅，それと一部宅地と駐車場，東側は宅地です。

雨水については北側へ自然流水するとのことで，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上です。

議長 続きまして，整理番号8号を，俵積田広昭委員をお願いします。

10番（俵積田広昭委員）整理番号8号について報告いたします。

3月10日，事務局の前原さんと私と桑原委員と現地調査を行いました。

申請地は〇〇町に位置する小集団の農地です。

〇〇〇〇の北側60mに位置するところです。

転用目的は一般住宅と駐車場です。

申請地の北側は住宅，東側・南側は甘しょ植え付けをする予定の畑です。

西側は市道です。

住宅駐車場は現状のままで，東側と南側は擁壁を設けるとのことです。

雨水・汚水については西側の水路に排水するということです。

周辺の農地に被害の恐れは無いため，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第5号、農地法第5条許可申請の、整理番号6号から8号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第6号、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定による農業委員会意見の変更(案)についてを、議題いたします。

それではまず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第6号、議案第19号、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定による農業委員会意見の変更(案)について説明いたします。

変更理由ですが、平成28年2月22日付け、別府入会林野整備組合へ標記意見書を交付しましたが、今回枕崎市が認可するにあたり、入会権者の確認をしたところ、1名の死亡が判明したため、入会権者の変更をするものである。ということです。

変更の内容につきましては、変更前の〇〇町、〇〇〇〇さんが亡くなられたことにより、鹿児島市の、〇〇さんの三女である〇〇〇〇さんへ入会権者を変更しようとするものです。

資料20ページ、中程にある表をごらんください。

二段書き中、上の段の括弧書きが変更前、下段が、変更しようとするものです。

なお、変更により、入会権を得ようする者については、遺産分割協議も整っており、農業委員会の定める別段の面積も超えること他、すべての要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第6号、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定による農業委員会意見の変更(案)については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 7 号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 7 号議案第 20 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は 21 ページから 22 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 35 号から 45 号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外 10 名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 26 名で設定面積は田が 1 筆で 600 m²、畑が 45 筆で 57,124 m²、樹園地が 7 筆で 8,455 m²でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

次に所有権移転でございます。議案書は 23 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 2 号、譲渡人は〇〇町〇〇番地にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町〇〇番地の、有限会社〇〇〇〇で、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 2 筆で 617 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます

整理番号 3 号、譲渡人は〇〇町〇〇番地にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町〇〇番地の、有限会社〇〇〇〇で、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 1 筆で 684 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます

整理番号 4 号、譲渡人は鹿児島市にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町〇〇番地の、有限会社〇〇〇〇で、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 1 筆で 348 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

整理番号 5 号、譲渡人は〇〇町〇〇番地の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町〇〇番地にお住いの、〇〇〇〇さんで、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 1 筆で 212 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます

整理番号 6 号、譲渡人は〇〇町〇〇番地にお住いの中崎汀さん、譲受人は〇〇町〇〇番地にお住いの、〇〇〇〇さんで、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 1 筆で 2382 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます

整理番号 7 号、譲渡人は南九州市にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町〇〇番地にお住いの、〇〇〇〇さんで、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 1 筆で 668 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満

たしていると考えます。

以上でございます。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第7号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号35号から45号まで、及び所有権移転の整理番号2号から7号までについては原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第20号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第20号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、4月10日を目途に要請してまいります。

次に日程第8号、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを、議題といたします。

それでは、提案の内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第8号、議案第21号、農業委員会の適正な事務実施について平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてご説明申し上げます。

議案書は24ページからになります。

農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取り組みとしましては、法令事務に関する点検がございます。1の総会等の開催及び議事録の作製の中に、(1)総会等の開催日・公開である旨の周知状況、(2)総会等の議事録の作製、(3)議事録の内容が詳細なものを作製しているか、(4)議事録の公表についての点検がございますが、すべてアの適正な事務処理がされておりました。

25ページの2の事務に関する点検、(1)農地法第3条に基づく許可事務につきましては、1年間の処理件数は31件でございました。詳細につきましては下の表のとおりでございます。

(2)の権限移譲による農地転用に関する事務は、1年間の処理件数は39件で具体的な内容は下の表のとおりでございます。

26ページの(3)農業生産法人からの報告への対応につきましては、管内の農業生産法人は18法人ですが、3法人から報告書が未提出でした。

(4)の情報の提供等につきましては、下の表に記載のとおりでございます。

点検項目の賃借料情報の調査・提供の具体的な内容としましては、調査対象賃借件数553件、公表時期は平成28年3月、情報の提供方法は、市のホームページに掲載、広報誌へのチラシ折り込みを実施しております。

農地の権利移動等の状況把握、調査対象件数は2,219件、取りまとめ時期は平

成 28 年 3 月、情報提供は実施していません。

農地基本台帳の整備、整備対象農地面積 2215.35ha、整備方法は権利移動の入力、利用状況調査の入力をおこなっています。

27 ページの(5)地域の農業者等からの意見等につきましては、昨年 4 月に目標達成に向けた活動の点検・評価と目標達成に向けた活動計画について市のホームページに掲載し意見を募集していましたが、平成 27 年は意見はございませんでした。

28 ページの大きな 2 の法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価の、1 現状及び課題としましては、管内農地面積 2215.35ha、そのうち遊休農地面積は 138.7ha で全体の 6.26%でございます。課題は下記とおりでございます。

2 の平成 27 年度の目標及び実績につきましては目標面積 7.85ha に対しまして、16.3ha と、208%の達成率でございました。

3, 2 の目標達成に向けた活動につきましては、8 月～9 月に農地の利用状況調査を実施しています。調査員数は 40 人、調査結果のとりまとめは 11 月から 12 月に行いました。活動実績は下記のとおりでございます。

29 ページの大きな 3 の促進事務等に関する評価の、1 の認定農業者等担い手育成及び確保の(1)現状及び課題につきましては、枕崎市の農家数は 2010 年の農業センサスによりますと 1,010 戸、そのうち主業農家数は 334 戸、農業生産法人は 18 法人となっています。

(2)27 年度の目標及び実績としましては、目標数 4 に対しまして 4 で 100%の達成率でございました。

(3)の目標達成に向けた活動としましては、利用権設定や農地の売買をするとき認定農業者へなることでいろいろなメリットがあることなどを説明し拡大を図りました。

30 ページの 2 の担い手への農地の利用集積についてでございますが、(1)の現状及び課題としまして、農地面積 2220.77ha に対しまして、集積面積は 597.7ha で集積率は 26.91%でございます。

(2)の平成 27 年度の目標面積 15ha に対し、32.5ha と達成率 216%でございました。

(3)の目標達成のための活動につきましては、利用権を設定せずに耕作している認定農業者に対して利用権を設定することのメリット等を説明し、設定を促しました。

31 ページの 3 の違反転用への適正な対応につきましては、指導を実施しています。

違反転用が発生しないように農地利用状況調査や、地域の農業委員さんの農地パトロールなどにより違反転用を未然に防ぐ活動を実施しました。

以上で業委員会の適正な事務実施について平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(又は案)についての説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

12 番（瀬戸口委員） 25 ページの(2)の農地転用に関する事務のところではありますが、ここの欄につきまして、昨年定例会におきまして、5 条許可申請が保留になって再度提案されて許可になったケースがありましたけども、そういうのはこの数字の中には出てこないんですか。

具体的にいきますと、この近くの〇〇〇〇さんが、5 条許可申請を出して、みんなで現地調査をしまして、そこは周囲に対する対策が不十分だということで保留になって、でまた後日議案として出されて最終的には許可されたケースがありましたけど、それは数字として出てこないんですかということですか。

事務局 数字としてはこの 39 件の中に含まれてるということですか。

12 番（瀬戸口委員） 農業委員会がいろいろ指導した結果、保留になりましたよというそういう 1 件というのは数字としてここには出てこないんですかということですか。

事務局 件数としての出し方とすれば、1 年間の処理件数ということでの件数表示しかございませんので、保留件数とかっていうことの様式的になっておりませんので、この表現となっております。

12 番（瀬戸口委員） じゃあ 28 ページをお願いします。

28 ページの法令事務に関する評価の現状及び課題のところ、管内の農地面積・遊休農地面積で割合が 6.26%ですけど数字が出ております。

この数字につきまして、今年の 2 月 22 日の農地パトロールの利用状況調査報告検討会では再生可能な農地と再生困難な農地を合わせて遊休農地は 283.73ha ですよ、そしてその結果全体の 13%が遊休農地という説明を受けましたが、今回は再生困難な農地を除いて遊休農地面積と割合を決めております。

この取り扱いの違いはどうなんですか。

我々は普通遊休農地は何%ですかときかれた場合はどの数字を使えばよろしいですか。

事務局 この評価点検の関係に載せている農地面積としましては、遊休農地面積としましては、A 判定のみを例年表記している関係で、A 判定のみの数字として記載しているところですか。

B 判定については、非農地判断をしていかなければならない農地というようなことで、利用状況調査の報告の中では A 判定・B 判定を含めた面積を遊休農地面積という表現をしておりますけど、こちらの評価の関係については A 判定のみの記載ということでございます。

12 番（瀬戸口委員） 一般的には枕崎市の遊休農地は何%ですかときかれた場合にはどの数字を使ってるんですか。

6.26%を使ってるんですか。それとも 13%を使ってるんですか。

事務局 県への報告等の数字については A・B あわせた遊休農地を報告しているということでございます。

12 番（瀬戸口委員）はいわかりました。

もう一点は 3 番目の 2 の目標達成に向けた活動の中での活動計画の、
事務局 どこですか

12 番（瀬戸口委員）活動実績ですね。

事務局 何ページですか。

12 番（瀬戸口委員）すいません、28 ページでした。

3 の 2 の目標達成に向けた活動の中で、活動実績の農地利用状況の調査方法の中で農業委員と集落推進員により、基盤整備地区外の農地を二人一組で調査しましたと記載してありますが、これは二人一組で調査をしていますか。一人でしてるんじゃないですか。

事務局 私どもの説明としては、二人一組をペアで利用状況調査を行ってくださいという調査の依頼方法を取っております。

現実的に一人でまわっているところもあろうかと思えますけれども、方法としては二人一組で実施をお願いしているところがございます。

12 番（瀬戸口委員）はい。

議長 他にありませんか。

只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 7 号、平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号については、説明のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 9 号、平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを、議題といたします。

それでは、提案の内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 9 号議案第 22 号平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてご説明申し上げます。32 ページからになります。

大きな 1 の農業委員会の状況の 1 農家農地等の概要 2 農業委員会の現在の体制につきましては記載の通りでございます。

33 ページの大きな 2 の担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、意向調査を実施活用し中間管理機構とも連携していきます。またこれまでと同様農業経営基盤強化促進法によるメリット等を説明し、利用権設定の締結を進めるなど集積化を進めて行く考えでございます。

33 ページの大きな 3 の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につま

しては、農政課、農協など関係機関と連携し情報提供を行っていきます。

34 ページの大きな 4 の遊休農地に関する措置の 1 の現状及び課題につきましては、現状は 27 年度の評価・点検で説明したとおりですので省かせて頂きたいと思えます。課題はその表に示してある通りでございますが、今後は離農者の農地を担い手等に集積し遊休化を阻止すること、基盤整備地区の遊休地の中でも比較的条件の良い農地の再生、利用権設定を図ること、U ターン者等の新規就農希望者への紹介等を推進していきます。

2 の平成 28 年度の目標案及び活動計画案につきましては、遊休農地の解消目標面積 8.97ha で、農用地区域内の遊休農地 89.7ha の 10% を設定しました。

以下活動計画は平成 27 年の実績と同じでございます。

35 ページの大きな 5 の違反転用への適正な対応では、違反転用 0 をめざし年 1 回の農地利用状況調査や農地パトロールを強化し違反転用防止に努める計画でございます。

以上でございます。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 9 号、平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号については、説明のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 10 号、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断についてを、議題といたします。

それではまず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 10 号、議案第 23 号、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断についてご説明申し上げます。

平成 26 年度の農地法改正により、農業委員会は市町村からの依頼を受けることなく、総会にて農地・非農地判断ができるようになりました。また、これまでは判断の前に所有者等への判断する旨の通知、現況確認が必要であったが、これらの手続きも省略されました。

これにより、農業委員会は、利用状況調査及び荒廃農地調査により B 分類(赤)と判定した農地について、再度の現地確認を要することなく、総会により、農地・非農地判断を行うことが出来ることとなります。

まず議案書の見方について説明します。

ページは 36 ページからになります。

台帳番号はこれまで非農地判断をした際に非農地通知一覧表(台帳)を作成しており、その台帳番号と同じの通し番号となっています。

調査地区、〇〇・〇〇・〇〇の一部となっております。

調査日、平成28年2月15日です。

調査委員は、天達会長・沖園委員事務局として岩廣・駒水も参加しています。

利用状況調査の結果B判定(赤)と判断されたもののみを対象とし、調査の誤認を防ぐために、農業委員会職員の数名で航空写真等で確認を行いその確認の結果が微妙なものと、問題がありそうなところに対して現地調査を行いました。

地番・登記地目・面積・登記名義人・管理者は記載のとおりです。

判断結果は全て非農地と判断しました。

判断した理由としては、荒廃の状況を4段階に区分して①10年ぐらいの山林、②雑木が生い茂り、周囲と一体化して山林となっている。③竹、雑草等が生い茂り周辺の山林と一体となっている④雑草・蔦が生い茂り、原野化しており、農地への再生利用が困難と見込まれる。と判断しました。

その現況地目は、①から③までを山林、④を原野の表示しています。

地籍図については議案書には添付しておりませんが、本日、持参しておりますので、不明な方はそちらでご確認いただくようお願いいたします。

全体で588筆、352,925㎡が「非農地」と判断しても致し方ないと考えられます。

ちなみに、B判定の合計が2385筆で、1,450,165㎡であります。

今度の非農地判断によりまして、24.65%筆ですすね、面積で24.34%のB判定が非農地判断されることとなります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

11番(俵積田義信委員) こんだけの調査は何日で終わったんですか。

事務局 まず、このB判定を全部出しますね、それはパソコンで出しますので、それはもうすぐできます。全部の資料を出すのは簡単です。

それを一週間くらいかけて写真判定を全部しまして、その中でチェックをしまして、その中で判断がしにくいところを1日かけて現地を回りました。

以上です。

8番(城森委員) 説明がちょっとよく理解できなかつた、本人確認というのは必要じゃないということですか、この人たちの、それは必要じゃないと。

事務局 必要なくなります。

8番(城森委員) それと、例えば〇〇〇〇でちょっとあれですけど、地区担当で枕崎市内を全部やるということなんですか。

事務局 やっていきたいと思っております。

B判定、赤判定は全部非農地判断をしていきたいと思っております。

8番(城森委員) その写真判定で大部分をチェックできるということですけど、それで

ほんとにできるんですかね。

事務局 写真判定というのは、航空写真でグーグルで見ますと、もうほとんど森林状態になってるのは確認できます。

竹があるものですから、竹の部分とかはちょっと判断がしにくいところでありますが、そこは現地を回るという方法で行いました。

12 番（瀬戸口委員）この中では過去におきまして農地転用の議案になってる農地とか基盤整備された農地は含まれていないんですよね。

事務局 これは農振農用地はこちらの方で非農地判断できませんので入っておりません。

11 番（俵積田義信委員）この 10 年くらいの山林というのは植林ですか、自然に生えた山林ですか。

事務局 もう現地が山林になってるんです。

11 番（俵積田義信委員）いやそれで植林をした？自然？

事務局 自然です。

議長 他にございませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 10 号、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するかどうかの判断についての台帳番号 154 号から 741 号については、事務局の説明のとおり、承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号については、承認することに決定いたしました。

次に日程第 11 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積の修正及び設定の必要性についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 11 号議案第 24 号の農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積の修正及び設定の必要性についてご説明申し上げます。

農地法 3 条に基づく、許可要件の一つである下限面積を検討するものであります。

提案理由の内容について補足説明いたします。

農地法第 3 条第 2 号第 5 項において、農地の権利を取得する際の下限面積について、北海道では 2 ヘクタール、その他の都府県では 50 アールと定められており、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることとなっています。

また、農業委員会は、毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっています。

まず、はじめに農地法施行規則第17条第2項第1号の適用について説明いたします。

設定する区域は自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。

農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上であること。

農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内において、設定面積以下の農家戸数が総農家戸数の100分の40をくだらないように算定されるものであること。

となっています。

本市においては、2005年農林業センサスの経営面積別農家戸数の結果をもとに、平成20年3月1日に40アールから30アールへの引き下げを行っております。

平成21年12月15日の改正農地法施行時においても、農業経営環境について大規模な変化は見られないとし、改正法施行前と同じ30アールと設定しました。

今回においても2010年に実施された農林業センサスの経営面積別農家戸数を算出に用いており、それによりますと、本市における総農家戸数は1010戸、経営面積30アール未満の農家戸数は490戸で全体の48.5%であり、農業経営環境について大規模な変化は見られないとし、現行の30アールについて修正の必要はないものと提案いたします。

経営面積別の内訳については議案書のとおり、20アールから30アールが181戸、10アールから20アールが296戸、10アール未満が4戸、経営耕地なしの農家が9戸となっています。

次に、農地法施行規則第17条第2項第2号の適用について説明いたします。

設定区域内に耕作されていない農地が相当程度存在し、かつ、新規に就農する者が増えることにより当該区域及びその周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼす恐れがない場合において、農地保有の利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積を定めることができる。とあります。

本市における要解消地面積の推移ですが、平成27年度の管内農地面積に占める要解消地(再生可能地)面積は、6.26%であることから、今後大幅に要解消地(再生可能地)が増加すると考えられないことから別段の面積の設定は必要ないものと提案いたします。

以上説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第 11 号，農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積の修正及び設定の必要性については原案のとおり，承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 24 号については，原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして，本委員会の議事全部の審議を終了しましたので，閉会いたします。

なお，この後しばらく休憩ののち，全員協議会を開催します。

午後 4 時 00 分閉会